



流山市監査委員告示第7号

定期監査・行政監査の結果に基づき講じた措置について、流山市長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別添のとおり公表します。

令和3年3月31日

流山市監査委員

佐々木 健



流山市監査委員

森 亮





第4号様式

流財活第119号
令和3年3月1日

(宛先) 流山市監査委員

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和2年2月20日付け、流監第100号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

第5号様式

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和2年2月20日 ・ 流監第100号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
総務部財産活用課	指摘	<p>備品管理において、備品台帳の様式が異なるものを使用している等、事務実態と規則に異なる点があった。</p> <p>各部局からは、各課保管の備品カードの備品番号と、システム上の備品番号が一致しないことから、今後、整合性がとれなくなることへの懸念や、マニュアル整備を希望する声が複数の課から聞かれた。</p> <p>各部局の意見を踏まえ、適切な事務処理を行えるよう体制を整備されたい。</p>	<p>財務規則と事務実態に異なる点があったため、令和2年10月12日財務規則改正を行いました（施行日は、令和3年4月1日としています。）</p> <p>また、備品カードの備品番号とシステムの備品番号が一致するようシステム改修をし、備品管理マニュアルを作成して適切な事務処理が行えるよう整備をしました。</p>

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。
表示は、「指摘」又は「意見」とする。